

1 委託訓練の概要について

滋賀県が民間の教育訓練機関等に委託して行う公共職業訓練です。早期に就職をしていただくことを目的に、地域における求人・求職の状況や雇用拡大が期待される業種について多様なコースを設定しており、就職に必要な知識、技能、技術等を身につけることができる内容となっております。

訓練は原則として平日の昼間に行われます。

●知識等習得コース

- ・ 2か月～6か月訓練

求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コースです。

●子育て家庭支援コース

- ・ 3か月訓練

主に子育て中の方を対象とする託児サービス付き訓練コースです。

知識等習得コースの9コースに定員枠内で19人分の託児サービスを設定して実施します。

●女性の再チャレンジ支援コース

- ・ 2か月訓練

育児や介護との両立に配慮して1日の訓練時間を短くした託児サービス付き短期間訓練コースです。

●日本版デュアルシステムコース

- ・ 4か月訓練（座学3か月＋職場実習1か月）

民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と企業での実習型訓練を併用した訓練コースです。

●定住外国人向け職業訓練コース

- ・ 4か月訓練

定住外国人向けに日本語能力等に配慮した訓練コースです。

●長期高度人材育成コース

- ・ 24か月訓練

国家資格の取得を目指す、高度な知識・技能を習得する長期間の訓練コースです。

訓練を受講された方には、訓練実施施設においてジョブ・カードを利用したキャリアコンサルティングを受けていただきます。

ジョブ・カードとは…

ジョブ・カードとは、自分の職業能力・意識を整理できるキャリア形成支援ツールです。幅広く求職活動などに活用していただけます。

1 訓練時間・訓練の開始および終了時刻

- (1) 訓練時間は、原則として1日6時限です（女性の再チャレンジ支援コースは1日5時限）。
- (2) 開始時刻、終了時刻は、訓練施設によって異なります。

2 受講料および教科書

- (1) 受講料は無料です。
- (2) 教科書等は、自費で購入していただきます。
- (3) 教科書代金は、訓練開始日以降に、訓練実施施設にお支払いいただきます。

訓練途中で退校した場合でも、原則として返品、返金はできません。

※受講ガイドに記載の受講者負担額は変更になる場合があります。

3 訓練の休日

休講日は、土曜日、日曜日、国民の祝日を原則とし、また、入校時に別途お渡しする「訓練日程表」等で定める予備日（調整日）も休講日とします。

ただし、台風等で休講した場合は、休講日に振り替えて訓練を実施することがあります。

4 修了の要件等

- (1) 訓練カリキュラムであらかじめ定められた学科・実技の訓練時間のそれぞれ8割以上（学科・実技の区分がない場合には総訓練時間の8割以上）を受講し、かつ、習得した技能およびこれに関する知識の程度が修了に値すると認められる場合（以下「修了要件」という。）に訓練の修了を認め、修了証書を交付します。なお、前記の修了要件に加え、介護職員初任者養成科においては、介護職員初任者研修課程（130時間）、介護職員実務者養成科においては、介護福祉士実務者研修課程（450時間）の修了要件を満たしていることが必要であり、この要件を満たすことができなかつた場合には、訓練を修了することはできません。
- (2) 訓練途中において就職や一身上の都合などにより、訓練を継続することができなくなった時には、原則として退校していただくこととなります。

5 自動車による通所

通所は、原則として公共交通機関を利用してください。

ただし、やむを得ず自動車等を利用する場合には、訓練実施施設の利用の規定に従ってください。

6 飲食、喫煙

飲食は訓練実施施設が指定する場所でとっていただくこととなります。

また、原則として訓練実施施設内は禁煙です。

7 個人情報の管理等

- (1) 個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例に基づき、個人の情報に関しては適切に管理するとともに、訓練実施施設に対しても指導を徹底しています。
- (2) 職場実習を伴うコース（日本版デュアルシステムコース）は、職場実習先の事業主等から企業秘密に係る情報の漏洩に関する同意書（誓約書）等を求められることがあります。
- (3) 申し込みをされた個人情報およびガイダンスで行った「面接」などの選考の経過および結果に関する情報については、選考および訓練の実施に必要な範囲において、滋賀県（高等技術専門校を含む。）、滋賀労働局（所轄の公共職業安定所を含む。）および当該委託訓練の事業者（委託校）の範囲において使用いたしますのでご承知ください。

2 就職活動の支援について

① 各訓練実施施設の担当者・高等技術専門学校（テクノカレッジ）のアドバイザーにご相談ください！

各訓練実施施設の就職支援の担当者にご相談ください。また、テクノカレッジに配置している就職支援アドバイザーおよび定住外国人職業訓練コーディネーターも、就職活動の支援を行っておりますのでお気軽にご相談ください。

② テクノカレッジでの職業紹介・求職情報をご活用ください！

テクノカレッジは訓練受講者等に対する無料職業紹介の実施についての許可を受けていますので、ご希望の方には、テクノカレッジを通しての就職のあっせんとともに、テクノカレッジのホームページやテクノカレッジが作成する求職者情報誌に受講者の方の求職情報を掲載するなどの支援を行っております。

③ 早期就職に向けたさまざまなサポートを行っております！

就職に関する求人情報・資格情報などの検索方法、履歴書・経歴書の書き方のポイント、面接の心構えやマナー、キャリア形成や自己の職業適性診断等のキャリアコンサルティングなどの相談にも応じます。

3 就職状況報告の提出について

- (1) 訓練期間中および訓練修了後に就職が決定した時は、テクノカレッジや職業安定所等の紹介、自己開拓または縁故等のいずれの場合においても、雇用形態にかかわらず速やかに「就職状況等報告書」に記載し、訓練実施施設の担当者に必ず提出してください。
- (2) 「就職状況等報告書」および就職状況に関する調査の内容については、訓練を受講された方の就職後の支援および実績に関する統計と今後の就職支援のための資料として関係機関において使用するもので、報告いただいた内容については、関係法令に基づき適正に管理するとともに、目的以外に利用することはありません。